年次有給休暇の計画的付与に関する協定書

＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「会社」という。）と、＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「従業員代表」という。）は、労働基準法第39条第6項に基づき、年次有給休暇の計画的付与に関し、次のとおり協定する。

第1条（対象となる従業員）

この協定は、＿＿＿＿＿＿＿＿の従業員に適用する。

第2条（計画的付与の日）

各従業員が有する年次有給休暇のうち5日を超える部分の＿＿日分は、次の日に与える。

- ＿＿＿＿年＿＿月＿＿日
- ＿＿＿＿年＿＿月＿＿日
- ＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

第3条（日数が足りない従業員）

年次有給休暇の日数が足りない従業員については、前条の日のうち足りない日数分を、特別の有給休暇とする。

第4条（日の変更）

業務を行ううえでやむを得ない事由があるときは、会社は従業員代表と協議のうえ、前条の日を変えることがある。

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

会社　＿＿＿＿＿＿＿＿　職名・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

従業員代表　職名・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

このサイトの例です。条文と労働局の協定書の例が定めている事項だけを並べています。日付・日数・時刻は会社で決めて書き入れます。